

## ◆ 学校教育法 (昭和22. 3. 31 法律第26号) (抄)

**第八十三条** 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

**第九十九条** 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いていいる者、当該職業に関連する事業を行なう者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

**第一百条** 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

## ◆ 国立大学法人法 (平成15年7月16日法律第112号) (抄)

### 第一章 総 則

#### 第一節 通 則

##### (目的)

**第一条** この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

##### (教育研究の特性への配慮)

**第三条** 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に

常に配慮しなければならない。

**(国立大学法人の名称等)**

**第四条** 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

**(大学共同利用機関法人の名称等)**

**第五条** (略)

**(法人格)**

**第六条** 国立大学法人等は、法人とする。

**(資本金)**

**第七条** 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項、第三十三条の三及び第三十三条の四において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる。

5 国立大学法人等は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国立大学法人等は、準用通則法（第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

**(名称の使用制限)**

**第八条** 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

## **第二節 国立大学法人評価委員会**

**第九条** 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関する高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を評価委員会の委員に任命することができる。

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

5 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に

関し必要な事項については、政令で定める。

## 第二章 組織及び業務

### 第一節 国立大学法人

#### 第一款 役員及び職員

##### (役員)

**第十条** 各国立大学法人に、役員として、その長である学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第四項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び監事二人（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）を置く。

- 2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。
- 3 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。
- 4 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考・監査会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。
- 5 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

##### (役員の職務及び権限)

**第十一条** 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るもの）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
  - 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項
  - 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第七項の承認を除く。）を受けなければならない事項
  - 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
  - 五 その他役員会が定める重要な事項
- 4 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考・監査会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。
- 6 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 9 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を

支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

10 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

#### (学長等への報告義務)

**第十一条の二** 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長(当該役員が学長である場合にあっては、学長及び次条第二項に規定する学長選考・監察会議)に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

#### (役員の任命)

**第十二条** 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議(以下「学長選考・監察会議」という。)の選考により行うものとする。

- 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十二条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

**第十三条** 理事(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第六項において同じ。)は、前条第六項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

**第十三条の二** 大学総括理事は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第十四条** 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。)が含まれるようにしなければならない。

2 別表第一の各項の第四欄に定める理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

#### (役員の任期)

**第十五条** 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

- 3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員が最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員の欠格条項)

- 第十六条** 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員の解任)

- 第十七条** 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 4 学長選考・監察会議は、第十一条の二の規定による報告を受けたとき、又は学長が前二項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。
- 5 第二項及び第三項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考・監察会議の申出により行うものとする。
- 6 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。
- 8 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第七項」と読み替えるものとする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

- 第十八条** 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

- 第十九条** 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第二款 経営協議会等

(経営協議会)

- 第二十条** 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
- 一 学長

- 二 学長が指名する理事及び職員
- 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。
- 4 経営協議会の委員の過半数は、第二項第三号の委員でなければならない。
- 5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
  - 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
  - 二 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
  - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 四 預算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項
- 6 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 7 議長は、経営協議会を主宰する。

（教育研究評議会）

- 第二十一条** 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
    - 一 学長
    - 二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事
    - 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
    - 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員
  - 3 前項各号に掲げる者のほか、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合にあっては、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。
  - 4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
    - 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）
    - 二 中期計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）
    - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
    - 四 教員人事に関する事項
    - 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
    - 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
    - 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
    - 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
    - 九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項
  - 5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
  - 6 議長は、教育研究評議会を主宰する。

**第三款 業務等**

(業務の範囲等)

**第二十二条** 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項において同じ。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
- 七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業（第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。）であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 八 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号から第八号に掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(大学附属の学校)

**第二十三条** 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

## 第二節 大学共同利用機関法人（略）

### 第三章 中期目標等

(中期目標)

**第三十条** 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聽かなければならない。

(中期計画)

**第三十一条** 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成

し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。**

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標
- 四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 五 短期借入金の限度額
- 六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 剰余金の使途
- 八 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

**3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

**4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。**

**5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。**

**(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)**

**第三十一条の二 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。**

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

**2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。**

**3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。**

**第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。**

**2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。**

**3 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあっては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第五項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。**

**4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。**

**5 評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。**

**(中期目標の期間の終了時の検討)**

**第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間**

の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

#### **第四章 財務及び会計（略）**

#### **第五章 指定国立大学法人等（略）**

#### **第六章 雜則（略）**

#### **第七章 罰則（略）**

**附則** （略）

**別表第一** （略）

**別表第二** （略）

## ◆ 東京大学憲章

〔平成 15. 3. 18  
制 定〕

### 前文

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えていた。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を發揮して人類文明に貢献することが求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応えて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を發揮することができる新たな地位を求める。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえつつ、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を発揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所存のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、また、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不斷に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるよう努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての喜びに満

ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

## I 学術

**1 (学術の基本目標)** 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

**2 (教育の目標)** 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

**3 (教育システム)** 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。

**4 (教育評価)** 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。

東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。

**5 (教育の国際化と社会連携)** 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎えるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。

東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。

**6 (研究の理念)** 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資るべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

**7 (研究の多様性)** 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。

**8 (研究の連携)** 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

**9 (研究成果の社会還元)** 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。

東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

## II 組織

- 10 **(基本理念としての大学の自治)** 東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不斷の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。
- 11 **(総長の統括と責務)** 東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう努める。
- 12 **(大学の構成員の責務)** 東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。
- 13 **(基本組織の自治と責務)** 東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。
- 14 **(人事の自律性)** 大学の自治の根幹が人事の自律性にあることにかんがみ、総長、副学長、学部長、研究科長、研究所長および教員ならびに職員等の人事は、東京大学自身が、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。基本組織の長および教員の人事は、各基本組織の議を経て、これを行う。

## III 運営

- 15 **(運営の基本目標)** 東京大学は、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元する。そのために公正で透明な意思決定による財務計画のもとで、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図る。
- 16 **(財務の基本構造)** 東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が國民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。
- 17 **(教育・研究環境の整備)** 東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全般的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 18 **(学術情報と情報公開)** 東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。
- 東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図る。
- 19 **(基本的人権の尊重)** 東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十全に發揮しうるよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。
- 東京大学は、男女が均等に大学運営の責任を担う共同参画の実現を図る。

## IV 憲章の意義

- 20 **(憲章の意義)** 本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにしなければならない。

## V 憲章の改正

21 (憲章の改正) 本憲章の改正は、別に定める手続により、総長がこれを行う。

### 附 則

この憲章は、平成15年3月18日から施行する。

## ◆ 東京大学基本組織規則

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

[平成 16. 4. 1 役員会議決]

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 役員及び教職員

    第 1 節 役員(第 4 条—第 8 条)

    第 2 節 教職員(第 9 条—第 11 条)

第 3 章 全学組織

    第 1 節 総長室及び大学委員会(第 12 条—第 17 条)

    第 2 節 本部事務組織及び室並びに全学委員会(第 18 条・第 19 条)

    第 3 節 附属図書館(第 20 条)

    第 4 節 文書館(第 20 条の 2)

    第 5 節 学内共同教育研究施設(第 21 条)

    第 6 節 国際高等研究所(第 21 条の 2)

    第 7 節 学際融合研究施設(第 21 条の 3)

    第 8 節 全国共同利用施設(第 21 条の 4)

    第 9 節 その他の組織(第 21 条の 5)

    第 10 節 総長等と部局長等との会議(第 22 条)

第 4 章 教育研究部局

    第 1 節 学部(第 23 条—第 27 条)

    第 2 節 大学院組織

        第 1 款 研究科(第 28 条—第 33 条)

        第 2 款 研究科以外の大学院組織(第 34 条—第 39 条)

        第 3 節 附置研究所(第 40 条—第 43 条)

        第 4 節 教育研究部局附属の教育研究施設(第 44 条)

第 5 章 教育研究部局等の事務組織(第 45 条)

第 6 章 補則(第 46 条・第 47 条)

### 附則

## 第 1 章 総則

### (この規則の趣旨)

**第 1 条** この規則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

### (組織の原則)

**第 2 条** 大学法人及びその設置する東京大学(附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。)の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるよう、構成され、運用されなければならない。

2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、総長から任命された長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。

3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。

4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自

由を侵すものであってはならない。

(附属学校及び附属病院)

- 第3条** 法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、東京大学教育学部に附属させて、東京大学教育学部附属中等教育学校を置く。
- 2 東京大学医学部に附属させて、東京大学医学部附属病院を置く。
  - 3 東京大学医科学研究所に附属させて、東京大学医科学研究所附属病院を置く。
  - 4 前3項の学校及び病院の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に定めるところによる。

## 第2章 役員及び教職員

### 第1節 役員

(役員)

- 第4条** 大学法人に、法人法の定めるところにより、役員として、その長である総長、9名以内（1名以上の非常勤の理事（その任命の際現に大学法人の役員又は教職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあっては、10名以内）の理事及び2名の監事を置く。

- 2 前項の理事のうち、2名以上（学外者が総長に任命されている場合は1名以上）は学外者とする。
- 3 監事のうち1名以上は、常勤とする。

(総長)

- 第5条** 総長は、大学法人を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、大学法人が設置する東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 総長は、大学法人の経営又は東京大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会による審議を経なければならない。経営協議会及び教育研究評議会に關し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。
- 3 総長の選考は、法人法の定めるところにより、総長選考・監察会議が行う。総長選考・監察会議の組織及び任務は、別に規則で定める。その他総長選考・監察会議の議事の手続等必要な事項は、議長が総長選考・監察会議に諮って定める。
- 4 総長の任期については、法人法の規定に従って別に規則で定めるところによる。

(理事)

- 第6条** 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する。

- 2 総長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ総長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、法人法の定めるところにより、総長が任期を定めて任命する。
- 4 理事は、東京大学の副学長又は教授を兼ねることができる。ただし、その副学長又は教授の職務に関しては、理事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

(役員会)

- 第7条** 総長は、中期目標及び中期計画に関する事項、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、総長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない。

- 2 総長は、前項の場合のほか、必要に応じて役員会を開催するものとする。
- 3 役員会に關しその議事の手続等必要な事項は、役員会において定める。

(監事)

- 第8条** 監事は、大学法人の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

- 2 監事は、東京大学の教授を兼ねることができる。ただし、その教授の職務に関しては、監事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

### 第2節 教職員

(東京大学の教職員)

**第9条** 東京大学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法の定めるところにより、それぞれの職務を行う。
- 3 第1項に定める教職員のほか、東京大学に、必要に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教(以下「特任教員」という。)を置く。
- 4 第1項及び前項の教職員は、総長が任命する。
- 5 教授、准教授及び講師の任命は、教授会の議を経て行う。
- 6 第3項の特任教員の選考及び任命は、一般の教員に準じて行うことを原則とする。

(東京大学附属の学校及び病院の教職員)

**第10条** 東京大学教育学部附属中等教育学校に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 東京大学医学部附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。
- 3 東京大学医科学研究所附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。
- 4 前3項の教職員は、総長が任命する。

(教職員の就業に関する定め)

**第11条** 前2条の教職員の就業については、別に定めるところによる。

- 2 大学法人の役員が東京大学の教員を兼ねる場合における教員としての就業については、その性質に反しない限り、一般の教員の例による。ただし、特別の定めがあるときはそれに従う。

### 第3章 全学組織

#### 第1節 総長室及び大学委員会

(設置)

**第12条** 大学法人及び東京大学の運営の基本的事項に関する総長の職責遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、総長室及び大学委員会を置く。

(総長室の組織)

**第13条** 総長室は、総長のもとに、理事、副学長、執行役、副理事、総長補佐及び総長特任補佐をもって構成する。

- 2 総長室には、必要な室又は委員会を置くことができる。

(副学長)

**第14条** 東京大学に、学校教育法の定めるところにより副学長若干名を置く。副学長は、総長の定めるところにより、総長を補佐して東京大学の校務を掌理し、又は命を受けて東京大学の校務をつかさどる。

- 2 副学長は、総長が、東京大学の教授のうちから任命する。
- 3 副学長の任期については、総長が別に定めるところによる。その任期の末日は、当該副学長を任命する総長の任期の末日を越えないものとする。

(執行役)

**第14条の2** 東京大学に、執行役若干名を置く。執行役は、総長の命を受け、理事を補佐して特定の事項に関する専門的な大学法人業務を掌理し、必要に応じて理事、副学長との適切な連携を図る。

- 2 執行役は、総長がその職務分担を定めた上で任命する。
- 3 執行役の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

(副理事)

**第15条** 東京大学に、副理事若干名を置く。

- 2 副理事は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。
- 3 副理事は、総長が、任期を定めて任命する。

(総長補佐及び総長特任補佐)

**第16条** 東京大学に、総長補佐若干名を置く。

- 2 東京大学に、総長特任補佐若干名を置くことができる。

- 3 総長補佐及び総長特任補佐は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。
- 4 総長補佐及び総長特任補佐は、総長が、東京大学の教授又は准教授のうちから任期を定めて任命する。  
(大学委員会)

**第17条** 大学委員会は、東京大学の教育研究に関し、全学的な見地から、教育研究の将来構想についての審議及び教育研究の企画についての審査を行うことにより、総長及び理事の職責遂行を助ける。

## 第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会

(本部事務組織及び室)

**第18条** 大学法人及び東京大学の業務のうち、第4章に規定する教育研究部局の業務及び本章第3節から第9節までに規定する組織の業務(別に定めるものを除く。)に属さないもの(以下「本部業務」という。)を分掌させるため、東京大学の本部の組織として、本部事務組織及び必要な室を置く。本部事務組織及び室は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 前項の本部事務組織に必要な課を置く。課に課長を置き、理事を補佐し1又は2以上の課を統括するために部長を置く。
- 3 室には、室長を置くことができる。
- 4 課及び室の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

(全学委員会)

**第19条** 本部業務に関し必要があるときは、東京大学の本部の組織として、委員会を置くことができる。委員会は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 委員会の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

## 第3節 附属図書館

(附属図書館)

**第20条** 東京大学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に館長を置く。館長は、総長が任命する。その選考については、別に規則で定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属図書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

## 第4節 文書館

(文書館)

**第20条の2** 東京大学に、文書館を置く。

- 2 文書館に館長を置く。館長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、文書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

## 第5節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設)

**第21条** 東京大学に、本学における教員その他の者が教育又は研究のために共用する施設として、別表第1に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- 2 学内共同教育研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学内共同教育研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学内共同教育研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学内共同教育研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

## 第6節 国際高等研究所

## (国際高等研究所)

**第21条の2** 東京大学に、全学における学術の卓越性の向上及び研究環境の国際化を推進する組織として、国際高等研究所を置く。

- 2 国際高等研究所に所長を置く。所長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 国際高等研究所に、別に規則で定めるところにより、研究機構を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、国際高等研究所の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

**第7節 学際融合研究施設**

## (学際融合研究施設)

**第21条の3** 東京大学に、幅広い学問領域を横断する学際的な研究を恒常的に推進する研究施設として、別表第2に掲げる学際融合研究施設を置く。

- 2 学際融合研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学際融合研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学際融合研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学際融合研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

**第8節 全国共同利用施設**

## (全国共同利用施設)

**第21条の4** 東京大学に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により共同利用・共同研究拠点の認定を受けた全学的な研究施設（教育研究部局において同認定を受けたものを除く。）として、別表第3に掲げる全国共同利用施設を置く。

- 2 全国共同利用施設の長は、総長が任命する。
- 3 全国共同利用施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各全国共同利用施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

**第9節 その他の組織**

## (連携研究機構)

**第21条の5** 東京大学に、学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等（この規則に定める教育研究部局及び全学組織をいう。）が、一定期間連携して研究を行う組織（以下「連携研究機構」という。）を置くことができる。

- 2 前項の連携研究機構として置かれるものは、別表第4のとおりである。
- 3 連携研究機構の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

**第10節 総長等と部局長等との会議**

## (部局長等会議)

**第22条** 総長は、東京大学の一体的運営を図るため、総長、理事及び副学長と、教育研究部局、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設又は全国共同利用施設の長との間で、定例の会議を開催するものとする。

**第4章 教育研究部局****第1節 学部**

## (設置)

**第23条** 東京大学に、次の学部を置く。

法学部 医学部 工学部 文学部 理学部 農学部 経済学部 教養学部 教育学部 薬学部

- 2 前項の学部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、学科又は課程及び学科目又はそれに代わる組織を置く。
- 3 学部の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織が協力するものとする。

## (教授会)

**第24条** 学部に、教授会を置く。

- 2 学部の教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部長に対して意見を述べる。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学部の教育研究に関する基本組織、教育課程の編成及び教員の選考に関する事項

- 3 前項のほか、学部の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた学部の教育研究に関する事項について審議し、及び総長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 4 この規則に定めるもののほか、学部の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

## (学部長)

**第25条** 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。

- 3 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、総長が任命する。

- 4 学部長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。

- 5 学部長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。

## (学科長)

**第26条** 学部の学科には、学科長を置くことができる。学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

- 2 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

- 3 学科長の選考に関し必要な事項は、学部において定める。

## (学部の組織に関する規則)

**第27条** 各学部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

## 第2節 大学院組織

### 第1款 研究科

## (設置)

**第28条** 東京大学に、次の大学院研究科(以下「研究科」という。)を置く。

人文社会系研究科	教育学研究科	法学政治学研究科
----------	--------	----------

経済学研究科	総合文化研究科	理学系研究科
--------	---------	--------

工学系研究科	農学生命科学研究科	医学系研究科
--------	-----------	--------

薬学系研究科	数理科学研究科	新領域創成科学研究科
--------	---------	------------

情報理工学系研究科		
-----------	--	--

- 2 前項の研究科には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻及び講座又はそれに代わる組織を置く。

- 3 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織、附置研究所等が協力するものとする。

- 4 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、大学共同利用機関法人等の協力を受けるものとすることができる。

## (教授会)

**第29条** 研究科に、教授会を置く。

- 2 研究科の教授会は、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除き、研究科の教育研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、研究科長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究科の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育研究に関する事項（教育会議の所管に属させられた事項を除く。）について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究科の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。
- 5 必要がある場合には、別に規則で定めるところにより、専攻に教授会を置くことができる。
- 6 専攻の教授会に関しては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 専攻の教授会と研究科の教授会との関係について必要な事項は、別に規則で定める。

## (研究科の教育会議)

**第30条** 研究科に、教育会議を置く。

- 2 教育会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、研究科長に対して意見を述べる。
  - (1) 学生の入学及び試験に関する事項
  - (2) 課程の修了に関する事項
  - (3) 学位論文の審査に関する事項
  - (4) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- 3 前項のほか、教育会議は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育に関する事項について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 各研究科の教育会議の組織に関しては、それぞれ別に規則で定める。

## (研究科長及び副研究科長)

**第31条** 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、研究科の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。
- 3 研究科長は、教育会議の議を経て学生の課程修了の認定を行う。
- 4 研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。
- 5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 6 研究科長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 7 研究科長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 8 研究科には、副研究科長若干名を置くことができる。
- 9 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 10 副研究科長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

## (専攻長)

- 第32条** 研究科の専攻には、専攻長を置くことができる。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。
- 2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。
  - 3 専攻長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

## (研究科の組織に関する規則)

- 第33条** 各研究科の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

**第2款 研究科以外の大学院組織**

## (設置)

- 第34条** 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部(以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。)とする。
- 2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。
  - 3 第1項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。
  - 4 第2項の研究部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻若しくは講座又はそれらに代わる組織を置く。

- 5 第3項の教育部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻又はそれに代わる組織を置く。
- 6 情報学環と学際情報学府は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 7 公共政策学連携研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 8 研究部及び教育部の教育研究の実施に関しては、第28条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究部の教授会)

- 第35条** 研究部に、教授会を置く。
- 2 前項の教授会については、研究科の教授会に関する規定を準用する。

(研究部の部長及び副部長)

- 第36条** 研究部に、部長を置く。
- 2 研究部には、副部長若干名を置くことができる。
- 3 研究部の部長及び副部長については、研究科の研究科長及び副研究科長に関する規定を準用する。

(教育部の教育会議)

- 第37条** 教育部に、教育会議を置く。
- 2 前項の教育会議については、研究科の教育会議に関する規定を準用する。

(教育部の部長)

- 第38条** 教育部に、部長を置く。部長は、教育部に関する校務をつかさどる。
- 2 教育部の部長は、緊密な組織的連関のもとに運営を行う研究部の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育部の部長に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(研究部及び教育部の組織に関する規則)

- 第39条** 各研究部及び教育部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 2 第34条から第37条までに定める関係規定の準用に伴う必要な読み替えについては、前項の規則で定める。

### 第3節 附置研究所

(設置)

- 第40条** 東京大学に、次の附置研究所(以下「研究所」という。)を置く。

医科学研究所	地震研究所	東洋文化研究所	社会科学研究所
生産技術研究所	史料編纂所	定量生命科学研究所	宇宙線研究所
物性研究所	大気海洋研究所	先端科学技術研究センター	

- 2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。
- 3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させることとすることができる。

(教授会)

- 第41条** 研究所に、教授会を置く。

- 2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、所長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究所の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究所の研究に関する事項について審議し、及び総長又は所長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(所長及び副所長)

- 第42条** 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。
- 3 所長は、当該研究所の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 所長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。

- 7 副所長は、所長の職務を助ける。
- 8 副所長の選考に関し必要な事項は、研究所において定める。  
 (研究所の組織に関するその他の定め)

**第43条** 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

#### 第4節 教育研究部局附属の教育研究施設

(教育研究部局附属の教育研究施設)

**第44条** 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

#### 第5章 教育研究部局等の事務組織

(事務組織)

**第45条** 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

- 2 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のものの事務を、一の事務組織によって行うものとすることができる。

#### 第6章 補則

(教育研究部局組織の一覧)

**第46条** 学部の学科又は課程及び学科目等(第23条第2項)、研究科又はその他の大学院組織の専攻及び講座等(第28条第2項、第34条第4項及び第5項)、研究所の研究部門等(第40条第2項)並びに教育研究部局附属の教育研究施設(第44条)について、総長は、教育研究部局組織一覧を作成するものとする。

(規則の改廃)

**第47条** この規則の改廃は、それぞれの職掌に係る部分についての経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議決を経て、これを行う。

#### 附 則

**第1条** この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**第2条** 大学法人の成立の時(以下「基準時」という。)において現に法人法附則別表第1の上欄に掲げる東京大学(以下「旧東京大学」という。)の教職員であって、同法附則第4条の規定により大学法人の教職員となる者(以下「承継教職員」という。)が、基準時以降、大学法人の設置する東京大学、附属学校又は附属病院(以下「新東京大学等」という。)において就くべき職に関しては、他の規則に別段の定めがある場合を除くほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 承継教職員は、別の発令がされない限り、旧東京大学において就いていた従前の職に相当する新東京大学等の職(以下「相当職」という。)に就くものとする。
- 3 承継教職員が就くべき相当職が、任命について教授会の議に基づくことその他の特別の手続(以下「特別手続」という。)を要するものである場合において、その者の従前の職への就任が当該特別手続に相当する手続を経て行われたものであるときは、その相当職への就任につきあらためて特別手続を経ることを要しない。
- 4 承継教職員の従前の職及び新たに就くべき相当職がいずれも任期の定めのあるものであるときは、その相当職についてのその者の任期は、従前の職の任期の終了すべき時までとする。

**第3条** 大学法人の成立前に旧東京大学において一定の者を一定の職に就かせるための手続が行われていたときは、大学法人の成立後は、これを、当該職に相当する新東京大学等の職に就かせるために大学法人において行われたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京大学原子力研究総合センター規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び東京大学原子力研究総合センター運営委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 34 条第 1 項の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学遺伝子実験施設規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (2) 東京大学遺伝子実験施設運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (3) 東京大学国際・産学共同研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (4) 東京大学国際・産学共同研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (5) 東京大学高温プラズマ研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (6) 東京大学高温プラズマ研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)

**附 則**

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学保健センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (2) 東京大学保健センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (3) 東京大学保健センター長選考規則(平成 17 年 3 月 17 日制定)

**附 則**

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学海洋研究所規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (2) 東京大学海洋研究所協議会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (3) 東京大学海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (4) 東京大学海洋研究所研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (5) 東京大学留学生センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (6) 東京大学留学生センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (7) 東京大学留学生センター長選考規則(平成 17 年 11 月 25 日制定)
- (8) 東京大学留学生センター日本語、日本文化・日本事情に関する教育規則(昭和 63 年 3 月 15 日制定)
- (9) 東京大学気候システム研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (10) 東京大学気候システム研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (11) 東京大学気候システム研究センター研究協議会規則(平成 16 年 9 月 30 日制定)

**附 則**

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリ一規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリ一運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学駒場オープンラボラトリ一規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）
- (2) 東京大学駒場オープンラボラトリ一運営委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）
- (3) 東京大学医学教育国際協力研究センター規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）
- (4) 東京大学医学教育国際協力研究センター運営委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 26 日東大規則第 3 号)

沿 革 ◇平成 31 年 1 月 31 日東大規則第 42 号

◇平成 31 年 3 月 22 日東大規則第 75 号

◇令和元年 9 月 26 日東大規則第 32 号

1 この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学人工物工学研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 99 号)
- (2) 東京大学人工物工学研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 100 号)
- (3) 東京大学政策ビジョン研究センター規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 90 号)
- (4) 東京大学政策ビジョン研究センター運営委員会規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 91 号)
- (5) 東京大学政策ビジョン研究センター顧問会規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 92 号)
- (6) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 128 号)
- (7) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 129 号)
- (8) 東京大学生物生産工学研究センター規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 101 号)
- (9) 東京大学生物生産工学研究センター運営委員会規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 102 号)
- (10) 東京大学アジア生物資源環境研究センター規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 103 号)
- (11) 東京大学アジア生物資源環境研究センター運営委員 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 104 号)

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 6 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

**附 則** (平成31年1月31日東大規則第41号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月22日東大規則第74号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

**別表第1（第21条関係）**

学内共同教育研究施設
大学総合教育研究センター
相談支援研究開発センター
アイソトープ総合センター
高大接続研究開発センター
グローバル教育センター

**別表第2（第21条の3関係）**

学際融合研究施設
未来ビジョン研究センター
低温科学研究センター
総合研究博物館
環境安全研究センター
地球環境データコモンズ

別表第3（第21条の4関係）

全国共同利用施設
情報基盤センター
素粒子物理国際研究センター
空間情報科学研究センター

別表第4（第21条の5関係）

連携研究機構
マテリアルイノベーション研究センター
次世代知能科学研究センター
生物普遍性連携研究機構
光量子科学連携研究機構
数理・情報教育研究センター
ライフサイエンス連携研究教育拠点
臨床生命医工学連携研究機構
地震火山史料連携研究機構
ヒューマニティーズセンター
次世代ニュートリノ科学・マルチメッセンジャー天文学連携研究機構
ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構
感染症連携研究機構
バーチャルリアリティ教育研究センター
微生物科学イノベーション連携研究機構
地域未来社会連携研究機構
モビリティ・イノベーション連携研究機構
国際ミュオグラフィ連携研究機構
価値創造デザイン人材育成研究機構
情報セキュリティ教育研究センター
芸術創造連携研究機構
生命倫理連携研究機構
インクルーシブ工学連携研究機構
宇宙理工学連携研究機構
エドテック連携研究機構
マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構
トランスマススケール量子科学国際連携研究機構
知能社会創造研究センター
海洋アライアンス連携研究機構
構造生命科学連携研究機構
高齢社会総合研究機構

デジタル空間社会連携研究機構
不動産イノベーション研究センター
スポーツ先端科学連携研究機構
災害・復興知連携研究機構
放射線科学連携研究機構
学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
心の多様性と適応の連携研究機構
次世代サイバインフラ連携研究機構
次世代都市国際連携研究機構
統合ゲノム医科学情報連携研究機構
エネルギー総合学連携研究機構
シンクロトロン放射光連携研究機構
気候と社会連携研究機構
未来戦略ライフサイクルアセスメント連携研究機構